

三木町農業委員会

令和6年8月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和6年8月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和6年8月20日

(会 議 時 間) 13:26～15:13

(開 催 場 所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 18名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長

町職員

1. 鈴木陽副主幹
2. 堂免明弘主査

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

13時26分 開会

事務局 只今から8月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案10件と農用地利用集積計画について、それぞれご審議をお願いいたします。本日の議事録署名委員につきましては、森委員さんと北岡委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長よりお願いいたします。

会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。

事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。

【番号1から番号3について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 3件の説明が終わりました。何かご質問のある方いらっしゃいますか。

会長 3番の●●さんは、全然農地をもてなかったのかな。

古市委員 もってないですね。

会長 面積も小さいので家庭菜園にはちょうどいいかもしれませんね。他に質問ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号について事務局より提案をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。

【議案第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上になります。ご審議、よろしくお願いします。

会長 5条については、現地調査となるので、現地調査の報告をお願いします。

事務局 当番委員の2名が体調不良で欠席だったため、事務局より今月の現地調査の報告を行います。8月分の農地法関連の申請について、去る、令和6年8月9日（金）の午前9：00から5条申請7件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、事務局2名の計4名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号4、5、7番です。これらにつきましては、すでに造成工事が行われておりましたが、申請者が農地法の手続きを分かっ

なかったということで、始末書が添付されており、周辺農地等への影響もありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。
以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 それでは地区担当の農業委員の方から補足の説明がありましたらお願いします。

川田委員 1番ですが、場所から言いますと井上北部の山間地域になっておりまして周辺で●●が花崗土や碎石の採取を行なっております。申請地は、その隣接地でありまして、譲渡人の●●さんは県外在住でこちらにおりませんので、そのおじいさんが畑を耕していたんですが、亡くなられて以降は放棄地になっているような状況です。そういったところで今回農地造成を行ない、高さをあげることで土地の状況はよくなると思います。

会長 2番、3番は私のところで、まず2番ですが、申請地は●●の北になります。これ何年か前に太陽光発電施設を設置しておりまして、その管理用の駐車場用地として転用するということです。それから3番は●●の東になります。今は雑種地のようにになっていますが、かなり広くてここに介護事業を営む会社が事務所を作りたいということでの申請です。

職務代理 4番ですけれども申請者の●●さんは土木建設業を生業としていまして、業績が右肩上がりであることから、現在所有している資材置場では手狭となったため、申請するものでございます。

沖藤委員 5番は●●の●●さんが新しく贈与される農地ですが、これは書類上の境界を直すというだけで、現況は全く変わらないので、周辺農地への影響もないことから特に問題ないと思います。次の6番は●●が賃借権で借りるところですが、ここも今荒れて草が生えているようなところですが、整地をして資材置場として使うということで、現在よりはきれいになるかなということで問題ないと思います。

平井委員 7番目の●●のところですが、申請地は併用地と一緒にもともとあった資材置場を拡張しております。この部分が無断転用となっていたのを修正するということですので、よろしくをお願いします。

会長 それでは、以上7件ですが、ご質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第2号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第3号について事務局より提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。
【番号1から番号13について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上となります。ご審議よろしくお願いします。

会長 質問のある方いらっしゃいますか。特にございませんか。

沖藤委員 5番の果樹を植えられるところですけど、キウイフルーツなんですけど、これ田に植えられるということで、水田の交付金が出なくなるので土地所有者とそういう話はできているのでしょうか。

事務局 この案件ですがもともと申請者の借受人である●●さんの方が3条で農地を取得したい

ということで話があったんですが、●●さんに保有農地がないため、申請地は広面積な上、農業振興地域でもあったので、まずは利用権設定で3年間作ってみて問題なければ売買による所有権移転で3条申請を出してはどうかというアドバイスを事務局の方からさせていただきました。なので今後は借受人である●●さんが農地を取得する話ができているようなので、補助金等の問題に関しましても特に問題ないかと思います。

沖藤委員 分かりました。

会長 ここは今まで●●さんが借りておったのかな。

事務局 はい、農地機構を通じて●●さんが借りていましたが、土地所有者の方が農地を売りたい意向であったため、●●さんとの貸借は解約しております。

会長 今回●●の借りる農地はバルブがついているところなんかな。

事務局 バルブがついているのは12番のところだけです。

会長 11、13はついていない。

事務局 はい、ついておりません。

会長 ほんだら麦だけするのかな。

原内委員 この辺りだったら飼料作物とトウモロコシもするかもしれませんね。

会長 他に質問ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認とします。審議事項は以上となります、続きまして、報告議案について説明をお願いします。

事務局 それでは報告議案について説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。報告第1号及び第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてと使用貸借返還通知について説明します。【番号1から朗読(別紙、議案書のとおり)】以上になります。

会長 報告事項にはなりますが、ご質問はございますか。

職務代理 ●●さんが田んぼを大分返しておるんですが、後の借り手は見つかってるんでしょうか。

事務局 はい、解約事由が高齢化による経営縮小と記載しているものに関しては、現在農地機構の方で借りる相手方を探しているところで、解約事由が借受人の変更となっているものについては、もうすでに次の借り手が決まっているものになります。

職務代理 5番の解約ですが、解約事由が土地の売買になっていますが、これは団地ができるということですか。

事務局 住宅の計画があると聞いていますが、具体的に転用の図面等はまだ出てきていないよう

な状況です。

職務代理 はい、分かりました。

会長 他に質問はありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 なければ、議案については以上となります。
続きまして、次第の2番、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和6年7月の審議分となります。農地法第4条につきましては、香川県、三木町分についてはともに0件でした。農地法第5条につきましては、香川県が14件、51,920.91㎡、三木町分は0件でした。以上になります。

会長 続きまして、次第の3番、農業経営改善計画認定申請について説明をお願いします。

町職員 只今から農業経営改善計画認定申請について説明します。
今回は7経営体の認定農業者の経営改善計画書の更新となります。それではお手元の資料をご覧ください。

【農業改善計画認定申請書7件について説明】

以上で、農業経営改善計画認定申請書の説明を終わります。

会長 これ新規と更新はどこ見たら分かるのかな。

町職員 今回は7件全て更新となります。

会長 いろいろあろうかとは思いますが、質問のある方いらっしゃったらお願いします。

原内委員 米麦の方の5年後の所得が高すぎないですか。一気に上がりすぎないように見受けられるんですが、何かあるんですか。

町職員 確かにこちらの認定申請書の方を見ていただくとそのように見えてしまう部分はあるんですが、実際の収入自体はこれよりも大きくて、今現在、機械の減価償却等の経費で除いている金額がありますので、償却期間終了後、所得が上がったように見えるということとであります。

会長 それが何番までですか。

町職員 4番までです。

古市委員 さきほどの質問にも関連するんですが、現状の年間所得のところ、これは農業所得の確定申告書を確認されているんでしょうか。

町職員 はい、普及センターを交えたヒアリングの際に青色申告書を持ってきていただいて内容を確認させていただいております。

会長 1番は1人でやってるんですか。

町職員 全て申請書の裏面に何名でやっているかというところを記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

職務代理 ●●さん以外のいちごを作っている方は農地は借りてるんですか。

町職員 はい、そうです。

会長 他に質問ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 その他で何かありませんか。特にないようですので、進行を事務局にお返しします。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に、担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 長時間にわたりご臨席ありがとうございました。閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

職務代理 (挨拶)

事務局 以上をもちまして農業委員会 8 月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

15 : 13 閉会